

鹿屋市外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則

鹿屋市外国語指導助手任用規則（平成18年鹿屋市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第27条第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この規則は、令和7年6月1日から施行する。